

日本データベース学会表彰規程

制定 平成15年3月28日

(総則)

第1条 本会が行う表彰は、この規程により行う。

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

1. 功労賞
2. 論文賞
3. その他、本会で特に認めた賞及び感謝状

(功労賞)

第3条 功労賞は、本会功労賞規程に基づき贈呈する。

(論文賞)

第4条 論文賞は、本会論文賞規程に基づき贈呈する。

(雑則)

第5条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

付則

本規程は、平成14年12月1日に遡って施行する。